

議第99号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

令和 8 年 9 月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

相 手 方	
事 件 の 種 類	保護費相当額の金員の支払の請求
事 件 の 内 容	相手方は、生活保護法による保護を受けていた者であったが、平成25年12月から平成26年 9 月までの間、収入を得ていたにもかかわらず、これを申告せず、不実の申請その他不正な手段により保護費を受給し、又は他人をして受給させていたことから、本市は、相手方に対し、当該保護費相当額の金員の支払を請求したが、その一部しか支払われなかった。 そこで、本市は、当該金員のうち、生活保護法第78条第 1 項の規定に基づき請求していた部分について強制徴収するとともに、これによりできない平成25年法律第104号による改正前の生活保護法第78条の規定に基づき請求していた部分については、右京簡易裁判所の裁判所書記官に対し、相手方に当該請求に係る金員から既に支払われた金額等を差し引いた額（1,775,600円）の金員及び支払督促の手續の費用の支払を命じる旨の支払督促を申し立て、当該裁判所書記官は、相手方に対し支払督促を発したが、相手方がこれに対し適法な督促異議の申立てをしたため、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 このため、この訴訟を継続し、又は裁判上の和解を行おうとするものである。 なお、裁判上の和解は、相手方が本市の請求額の全額の支払を約束する場合に、支払方法について譲歩するものに限り行うこととする。

提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。